

第 19 回南幌町農業委員会総会議事録

令和 3 年 12 月 24 日（金）午後 4 時 00 分より、役場各種委員会室において第 19 回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

2	番	立	川	久	彦
3	番	久	保	正	彦
4	番	江	郷		弘
5	番	南		則	之
6	番	青	木	義	春
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂田	雄一	郎
9	番	上	野	勇	樹
10	番	山	田		浩
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

1	番	白	倉	和	英
---	---	---	---	---	---

議長 これより、第19回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は11名でございます。
白倉委員におかれましては欠席届が出されております。ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。6番 青木 委員、7番 高島 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。お諮りいたします。

第19回南幌町農業委員会総会は、12月24日 本日1日限りといたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第19回南幌町農業委員会総会は、12月24日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和3年11月25日、第18回農業委員会総会を開催した。
12月7日、あっせん委員会、利用調整会議が開催され、関係委員出席した。

8日、あっせん委員会が開催され、関係委員出席した。

9日～10日、第4回議会定例会に会長出席した。

23日、南幌町都市計画審議会に会長出席した。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議

題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。
南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。令和3年12月24日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましても、6件でございます。

認定年月日は令和3年12月21日、有効期限が令和8年12月20日までとなっております。

認定番号3の12の1、住所は南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇、再認定です。認定番号3の12の2、住所は江別市〇〇町〇〇番地の〇〇、〇〇〇〇、再認定です。認定番号3の12の3、住所は〇〇〇〇丁目〇番〇の〇号、〇〇〇〇、新規認定です。

認定番号3の12の4、住所は南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇、新規認定です。認定番号3の12の5、住所は南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇、新規認定でいずれも経営移譲によるものです。

認定番号3の12の6、住所は〇町〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇〇〇〇〇、認定歴のある新規認定です。

認定農業者の経営体の総数につきましては、1増の151経営体で、うち法人が15法人となります。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

議長 日程第5 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。令和3年12月24日提出。

南幌町農業員会会長名。

事務局 報告第2号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、3件でございます。

1件目の権利を取得した者ですが、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番、田で9,024㎡他計3筆ございまして、63,135㎡となります。届出をした日ですが、令和3年11月〇〇日となります。取得した事由は、所有者の〇〇による相続となっております。

2件目の権利を取得した者ですが、恵庭市〇〇町〇丁目〇番地〇、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1,983㎡となります。届出をした日ですが、令和3年12月7日となります。取得した事由は、所有者の〇〇による相続となっております。

3件目の権利を取得した者ですが、南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で15,084㎡他計6筆ございまして、81,550㎡となります。届出をした日ですが、令和3年12月17日となります。取得した事由は、所有者の〇〇による相続となっております。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については報告済みといたします。

議 長 日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、賃貸借の合意解約した旨の通知があったので可否について意見を求める。令和3年12月24日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、2件でございます。

1件目の賃貸人は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。賃借人が、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で20, 186㎡他計2筆ございまして、41, 674㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和3年12月〇日でございます。

2件目の賃貸人は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。賃借人が、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で18, 282㎡他計2筆ございまして、38, 687㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和3年11月〇〇日でございます。以上でございます。

議 長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 日程第7 議案第2号 農用地等のあっせん結果についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農用地等のあっせん結果について。
第18回農業委員会総会に申出があった農用地等のあっせんに対して、あっせん委員より南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第5項の規定による、あっせん調書の提出があったので、審議願い、意見を求める。令和3年12月24日提出。
南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農用地等のあっせん結果につきましては、3件でございます。

1件目のあっせん申出者は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。あっせんの申出地は空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で、1,352㎡他計2筆ございまして、2,962㎡となります。あっせん年月日は、令和3年12月7日。結果につきましては、成立でございます。価格については、田10aあたり〇〇〇〇〇円、畑10aあたり〇〇〇〇〇円、あっせんの相手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇でございます。あっせん委員につきましては、5番 南 委員、6番 青木 委員、12番 鍋山 委員となります。

2件目のあっせん申出者は、恵庭市〇〇町〇丁目〇〇番地の〇、〇〇〇〇。あっせんの申出地は、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で、1,983㎡となります。あっせん年月日は、令和3年12月7日。結果につきましては、成立でございます。価格については、畑10aあたり〇〇〇〇〇円、あっせんの相手は、南幌町南〇線西〇〇番地、〇〇〇〇でございます。あっせん委員につきましては、5番 南 委員、6番 青木 委員、12番 鍋山 委員以上の結果となります。

3件目のあっせん申出者は、岩見沢市〇〇町〇〇〇〇〇の〇番地、〇〇〇〇。あっせんの申出地は、空知郡南幌町〇〇〇〇番の

○、畑で、6, 859㎡他計2筆ございまして、8, 267㎡となります。あっせん年月日は、令和3年12月8日。結果につきましては、成立でございます。価格については、畑10aあたり〇〇〇〇〇〇円、あっせんの相手は、岩見沢市〇〇町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。あっせん委員につきましては、5番 南 委員、6番 青木 委員、12番 鍋山 委員、以上の結果となっております。

議 長 只今の説明に関連して、あっせんにあたられました委員より補足があればお願いいたします。

(なしの声)

議 長 ないようなので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第2号 農用地等のあっせん結果につきましては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第8** 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条第1項の規定により、許可申請があったので、可否の決定を求める。

令和3年12月24日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局

議案第3号について説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請につきましては、使用貸借によるものが1件、所有権移転によるものが3件でございます。

1件目の使用貸借の貸主は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。借主は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で20,588㎡他計15筆ございまして189,941㎡となります。申請理由は、貸主が農業を継いでいる息子に経営面を移譲し、私は経営面からはずれたい。借主は父親の意を受けて、今後とも農業に専念したい。

別にお配りしている資料1の1の農地法第3条調査書により説明いたします。資料1の1をご覧ください。第2項第1号は借主の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号は借主は個人であり該当しない。同項第3号は信託ではないので該当しない。同項第4号は借主は年240日農作業に従事していることから該当しない。同項第5号は農地の下限面積2ヘクタールを超えているので該当しない。同項第6号は使用貸借につき該当しない。同項第7号は周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しない。なお、上野委員が、現地調査を行い、周辺の農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

2件目の所有権移転の譲渡人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。譲受人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で476㎡となります。

申請理由は、譲渡人が離農することになり、譲渡することにしました。譲受人は耕作地に隣接する農地なので譲受け、経営の規模拡大を図りたい。

別にお配りしている資料1の2農地法第3条調査書により説明いたします。資料1の2をご覧ください。第2項第1号は譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、

農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号は譲受人は、個人であり該当しない。同項第3号は信託ではないので該当しない。同項第4号は譲受人は年240日農作業に従事していることから該当しない。同項第5号は農地の下限面積2ヘクタールを超えてので該当しない。同項第6号は所有権移転につき該当しない。同項第7号は周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しない。なお、山田委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

3件目の譲渡人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。譲受人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で621㎡となります。

申請理由は、譲渡人が農業を継いでいる〇〇に申請地を贈与したい。譲受人は経営地の隣接地なので譲受け、今後とも農業に専念したい。

別にお配りしている資料1の3の農地法第3条調査書により説明いたします。資料1の3をご覧ください。第2項第1号は譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号は譲受人は個人であり該当しない。同項第3号は信託ではないので該当しない。同項第4号は譲受人は年220日農作業に従事していることから該当しない。同項第5号は農地の下限面積2ヘクタールを超えているので該当しない。同項第6号は所有権移転につき該当しない。同項第7号は周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しない。なお、久保委員が、現地調査を行い、周辺の農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

4件目の譲渡人は、北広島市〇〇町〇丁目〇番地の〇、〇〇〇〇。譲受人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、畑で1,062㎡他計4筆ございまして、2,785㎡となります。申請理由は、町外に転居したため、所有地を処分することにしました。譲受人は所有する耕作地に隣接する農地なので譲受け、申請地を取得し、経営の拡大を図りたい。

別にお配りしている資料1の4の農地法第3条調査書により説明いたします。資料1の4をご覧ください。第2項第1号は譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号は譲受人は法人であり該当しない。同項第3号は信託ではないので該当しない。同項第4号は譲受人は農地所有適格法人であり、該当しない。同項第5号は農地の下限面積2ヘクタールを超えているので該当しない。同項第6号は所有権移転につき該当しない。同項第7号は周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しない。なお、南委員が、現地調査を行い、周辺の農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

以上のことから、いずれも農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。

議長 只今の説明に関連して、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

9番 議長9番

議長 9番 上野委員

3番 使用貸借の件について、現地調査を行いました。周辺農地への影響等はないものと思われ。以上です。

10番 議長10番

議 長 10 番 山田委員

10 番 2 件目について、現地調査を行いました。周辺農地への影響等はないものと思われ。以上です。

3 番 議長 3 番

議 長 3 番 久保委員

3 番 3 件目について、現地調査を行いました。周辺農地への影響等はないものと思われ。以上です。

5 番 議長 5 番

議 長 5 番 南委員

5 番 4 件目について、現地調査を行いました。周辺農地への影響等はないものと思われ。以上です。

議 長 事務局の説明及び各委員からの補足説明が終了したので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りいたします。議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第9 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和3年12月24日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が8件、利用権の設定が4件でございます。はじめに、所有権移転を説明いたします。

整理番号3の12の1の買い手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。売り手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で1, 352㎡他計2筆ございまして、2, 962㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号3の12の2の買い手は、南幌町南〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。売り手は、恵庭市〇〇町〇丁目〇〇番地〇、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1, 983㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号3の12の3の買い手は、岩見沢市〇〇町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、岩見沢市〇〇町〇〇〇〇〇の〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で6, 859㎡他計2筆ございまして8, 267㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号3の12の4の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、札幌市〇区〇〇〇条〇丁目〇番〇〇号、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で19, 951㎡他計2筆ございまして39, 549㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号3の12の5の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で2, 786㎡他計5筆ございまして54, 226㎡となります。価格につきましては、

〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号3の12の6の買い手は、〇〇〇〇〇〇。売り手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で18,539㎡他計2筆ございまして42,067㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号3の12の7の買い手は、〇〇〇〇〇〇。売り手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、田で1,159㎡他計3筆ございまして44,251㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号3の12の8の買い手は、〇〇〇〇〇〇。売り手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で965㎡他計4筆ございまして62,760㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

次に利用権の設定、整理番号3の12の1の借り手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、札幌市〇〇区〇〇東〇条〇丁目〇番〇〇号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番、田で15,590㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年12月26日までの〇年間となります。

整理番号3の12の2の借り手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で18,901㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年12月26日までの〇年間となります。

整理番号3の12の3の借り手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で20,186㎡他計2筆ございまして、41,674㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年5月30日までの〇年間となります。

整理番号3の12の4の借り手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土

地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で18,282㎡
他計2筆ございまして、38,687㎡となります。利用権の期
間ですが、令和〇年6月24日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進
法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

議 長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第4号農用地利用集積計画の決定につ
いては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認する
ことに決しました。

議 長 **日程第10** 議案第5号 現況証明願いについてを議題といたし
ます。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第5号 現況証明願いについて。
農地法事務処理要領（既懇地の部）の規定及び南幌町農業委員
会現況証明取扱内規により、下記のとおり願い出があったので、
審議願い意見を求める。令和3年12月24日提出。
南幌町農業委員会会長名。

事 務 局 議案第5号について説明いたします。現況証明願いにつしまし
ては1件でございます。

願出者は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。

土地の所在が空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、572㎡。

空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、506㎡。

公簿地目は畑。現況は農地以外、利用状況は雑種地で土地の所有者は、〇〇〇〇でございます。証明を必要とする理由は、地目変更登記申請のためでございます。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあられた委員の代表より、現地の状況について説明願います。

5 番 議長5番

議 長 5番 南委員

5 番 願い出のあった件ですが、私と鍋山委員、青木委員の3名で事務局の案内により現地調査をいたしました。

現状では、農地以外として利用しており、今後、田や畑として利用するには困難な状況ですので、申請のとおりであることを確認いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第5号 現況証明願いについては願い出のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は願い出のとおり証明することに決しました。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。第19回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしましたと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第19回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午後4時32分終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

6 番

7 番